

大野町立中小学校いじめ防止基本方針(改訂版)

平成26年度作成
令和2年5月一部改訂

ここに定める「大野町立中小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行された「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という)の第13条を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示すものである。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本的な考え方

(1) 定義

法: 第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

教育活動全体を通じて、「いじめは、人間として絶対に許されない。いじめは、どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」という認識に基づき、いじめの防止等に当たる。

(3) 学校としての構え

学校は、次の5点に努め、児童の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応並びにいじめ問題への対処を行い、児童を守る。

- ①児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ②いじめを許さない、見逃さない雰囲気づくりに努める。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校、家庭・地域、関係機関と連携して、指導にあたる。
- ⑤いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

2 いじめの未然防止のための取組

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師は、児童にとって「わかる、できる」授業を行い、基礎・基本の定着を図るとともに学習の達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。それと同時に、学級活動や異学年交流活動等を通して、所属感を味わい、望ましい人間関係を築こうとする意欲を高める活動を工夫する。その中で、自己有用感を味わい、自尊感情を育むことができるように努める。また、道徳の時間には、「命の大切さ」「思いやり」について指導する。「いじめは絶対に許されない」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。

(1) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ①一人一人が活躍できる学習活動(わかる、できる、楽しい授業づくり)
 - ・聞く姿勢を徹底する。(人権の尊重)
 - ・「話す」「書く」力の育成
 - ・「話し合い活動」の充実
- ②自治活動の充実
 - ・「き：環境 も：掃除 ち：挨拶 の：時間 よ：仲間 い：読書」学校を合い言葉にした取り組み・日常の生活改善(班長会、学級会活動)
 - ・なかよし班での活動、委員会活動の充実
 - ・「いじめ0(ゼロ)」の取組
- ③道徳性育成に関わる体験活動の推進
 - ・総合的な学習、生活科、学校行事等を通して
- ④望ましい人間関係を築く活動の充実
 - ・朝のあいさつ運動等、仲間とのつながりを強くする児童会活動を推進する。
 - ・ぽかぽか言葉(うれしい言葉)、ぽかぽか行動の推進による、仲間の良さを大切にする活動を工夫する。
 - ・なかよし活動の異学年交流において、相手の立場を考えた働きかけができること等、学年の発達段階に応じた役割を明確にする。
 - ・校内の問題点に気づき、解決・改善に向けて自主的、実践的に活動する児童委員会活動を工夫する。

(2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

① 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・花の栽培や環境学習のような自然や生き物との触れ合いや、福祉施設交流のような幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を実施する。
- ・教職員の人権感覚を磨き、誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実する。
- ・ほかほか言葉、ほかほか行動を通じた、思いやりと感謝の心を豊かにする取組を推進する。（特に、「ひびきあいの日」の一環として、10月を強調月間として重点的に取り組む。）

② インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・ネット上のコミュニケーションツールを利用した誹謗中傷や違法行為等についての職員研修の充実と保護者への啓発、全職員の共通理解による組織的な対応をする。
- ・インターネット上のトラブル解決や SNS の正しい使い方に向けての、児童（5年生対象）と保護者への研修会を位置づける。

3 いじめの早期発見・早期対応・継続した見届けの取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる

① 「心のアンケート」などの的確な情報収集、校内連携体制の充実

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、具体的事例を受けて研修を実施し、具体策の改善を図る。

→ 日常的な声かけ等：見守り・見届け・受容と共感・・・アンテナを高く、情報共有の充実
「心のアンケート」の実施：月1回、年間11回実施。方法：記名式と無記名式の併用。

- ・保護者との懇談（2回）や担任と児童との二者懇談（3回）の時間を設ける。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し「いじめ防止対策委員会」で学校の状況を確認し、対策を検討する。
- ・学級担任や教科担任、養護教諭、事務職員、用務員等全職員で、毎週の職員打ち合わせをはじめ日常的に情報交換をする。
- ・スクールカウンセラーや相談員の役割を明確にし、協力体制を整える。

② 日常的な教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴、受容する姿勢を大切に教育相談を進める。
- ・問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時には、「大丈夫だろう」と安易に考えず、危機意識をもって児童の相談に当たる。

③ 教職員の研修の充実

- ・敏感にいじめを発見できる教師を目指し、現職研修を行う。
- ・「いじめ防止これだけは！」「教育相談これだけは！」等の啓発資料を活用したり、対応マニュアルを見たりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応及び未然防止に取り組めるよう校内研修を充実する。
- ・実際に起きた事案から、生きた教訓を学び、今後の指導に生かす。

(2) いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校、家庭・地域、関係機関と連携して、指導にあたる。

① 校内体制の充実

- ・生徒指導主事や教育相談主任を中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力する。
- ・いじめを発見したときは、校長への迅速な報告を行い、いじめへの対応を一人で判断せず、複数の職員で的確な役割分担をして組織的な対応に心がける。

② 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行う。
- ・指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。
- ・保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

③ 関係機関との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校運営協議会委員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行う。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に当たる。

(3) いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。

4 いじめの定義の変更に伴う大野町立中小学校いじめ防止基本方針の変更について

国の「いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文科科学大臣決定）」が、平成29年3月14日に改定されたこと等を踏まえ、「岐阜県におけるいじめの防止等のための基本的な方針（平成26年3月岐阜県策定）」を8月22日付けで改定された。それをうけて中小学校のいじめ防止指針に次の項目を付け加える。

i. 「けんかは除く」という記述を削除

けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断して対応する。

ii. 「いじめ不登校等未然防止アドバイザー」「暴力行為等防止支援員」による学校への支援

- ・県が指定した「いじめ・不登校等未然防止事業」の公立学校又は市町村教育委員会等に対し、専門的知見から指導・助言ができる大学教授や教員経験者を「いじめ・不登校等未然防止アドバイザー」として派遣されるので活用する。
- ・暴力行為の未然防止と早期対応を図るため、公立学校及び市町村教育委員会の要請に応じ、暴力行為等防止支援員を派遣し、児童生徒や保護者への対応や教職員に対する助言等を受けることが可能なので必要に応じて活用する。

iii. いじめの未然防止のキーワードとして「自己有用感や自己肯定感を育む」

- ・自己有用感や自己肯定感を育むことがいじめの未然防止につながるため、全ての児童生徒が自己有用感が高められるように学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を設ける
- ・いじめ・不登校等未然防止事業」の成果を積極的に活用し、自己肯定感を高めたり、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける

iv. いじめの「解消」の定義を明記＝いじめが安易に「解消」とされることがなく、被害者に対して継続した見守りや支援を行う

◆いじめが解消した状態及び対応

- ・いじめに係る行為が止んでいること＝被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを含む）が止んでいる状態が3か月以上継続していること。
※いじめの被害の重大な場合は学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定する。
- ・学校の教職員は被害・加害児童生徒の様子を含め状況を日常的に注意深く観察する
- ・被害児童生徒本人及びその保護者が心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認し外部専門家による面談を行う。
- ・学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安心を確保
- ・学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する

v. 重大事態への対応を確実にを行う。

- ・児童生徒や保護者からのいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、学校は重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる

5 いじめ防止対策委員会の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の策のための組織を置くものとする。

○いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置する。

学校職員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当者、養護教諭

※事案により・・・当該学級担任等

学校職員以外：PTA会長等の保護者代表、学校運営協議会委員代表（区長会長等）

※事案により・・・民生児童委員、町スクールアドバイザー等

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ①いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。
- ②いじめの事実が確認できた、或いは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し（複数の職員によるすりあわせを丁寧に行うこと）、迅速に対応する。
- ③いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ④保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ⑤いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ⑥まわりの児童にも、「傍観者はいじめているのと同様である」ということを指導する。

【大まかな対応順序】

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職等への報告と対応方針の決定
- ③事実関係の丁寧に確実な把握（複数の教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分に聞き取る）
- ④いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家に力を借りる）
- ⑤いじめた側の児童への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する）
- ⑥保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめを受けた側の児童及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や子ども相談センター等との連携）
- ⑧経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

【主な対応】

- ①教育委員会へ「第一報」を速やかに報告する。
- ②当該重大事態と同種の事態発生を防止するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ③上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ④児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ①いじめの早期発見の取組に関する事
- ②いじめの再発を防止するための取組に関する事

8 個人情報等の取扱い

※個人調査（アンケート等）について

いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要となることから、5年間保存する。

平成26年度作成
平成29年9月一部改訂
平成31年2月一部改訂
令和元年8月一部改訂
令和2年5月一部改訂

大野町立中小学校いじめ防止対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成25年6月28日公布「いじめ防止等対策推進法」第22条の規定に基づき、校内におけるいじめ防止等（防止、早期発見、対処）に関する措置を効果的に行うため、大野町立中小学校内に、いじめ防止対策委員会を設置する。

(定義)

第2条 「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。
※文部科学省の定義（平成18年）と同一にする。

(目的)

第3条 いじめ防止対策委員会を設置することにより、児童・保護者等に対して、いじめ防止等について組織的・積極的に対応する姿勢を明確にするとともに、未然防止及び再発防止等に取り組むことを目的とする。

(取組内容)

第4条 下記の条項に取り組むこととする。
①いじめの未然防止のための校内指導体制の確立と取組
②いじめの早期発見のための取組
③いじめを受けた児童及びその保護者への支援
④いじめを行った児童及びその保護者への指導・助言
⑤いじめの事実調査
⑥その他いじめの防止に係ること

(委員の構成)

第5条 委員会は、次の者をもって構成する。
①校長
②教頭
③教務主任
④生徒指導主事
⑤教育相談担当
⑥養護教諭

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、いじめ・不登校対策委員会の運営について必要な事項は、委員会が内規として定める。

大野町立中小学校いじめ防止対策委員会内規

(委員の役割)

第1条 委員は次の役目を負うものとする。ただし、司会、記録等は、事情によって交代することも可とする。
①校長・・・・・・・・委員長
②教頭・・・・・・・・副委員長
③教務主任・・・・・・記録
④生徒指導主事・・司会
⑤教育相談担当
⑥養護教諭

(会議)

第2条 会議は下記のように開催する。
①定例会議は、6月・2月に行う。（年2回学校運営協議会と同時開催する。）
②臨時会議は、委員長又は副委員長が必要と認めた時に随時行う。各委員は、必要に応じ会議の開催を委員長又は副委員長に要請する権利と義務がある。

(会議の構成)

第3条 会議を開催するにあたり、委員長・副委員長は設置要綱第5条に定められた者の他に、下記の者に出席命令もしくは出席要請する。

- ①いじめの案件に関する児童の担任
- ②いじめの案件に関する職員
- ③民生児童委員
- ④大野町スクールアドバイザー
- ⑤その他、必要と認める者

(会議の内容等)

第4条 設置要綱第4条に定めたことに付随して、保護者説明会・記者会見などを開く場合、その実施の仕方やそれに付随する業務についても取組内容①及び⑥として会議の対象とし委員が実施にあたっては協働する。

(職員の服務)

第5条 全職員は、いじめに係る職務を以下のものと定める。

①学級担任等

- ・日常的にいじめの問題についてふれ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気学級全体に醸成する。
- ・はやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることであることを理解させ、いじめの傍観者からいじめの抑止者への転換を促す。
- ・一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教師としての指導力、人権感覚を磨く。
- ・休み時間、放課後の児童との雑談や日記から、交友関係や悩みを捉える。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用して、教育相談を行う。
- ・いじめが疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
※暴力を伴ういじめの場合は、複数の職員が直ちに現場に駆けつける。
- ・児童や保護者から「いじめ」の相談や情報があった場合、真摯に受け止め、迅速に調査、聞き取りなどを行い、正確な実態把握を行う。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取り方法、場所、時間など配慮して行う。

②養護教諭

- ・学校保健安全委員会等の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ・保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に気を配るとともに、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉えて話を聞くようにする。
- ・いじめが疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。(暴力を伴ういじめの場合は、複数の職員が直ちに現場に駆けつける)
- ・児童や保護者から「いじめ」の相談や情報があった場合、真摯に受け止め、迅速に調査、聞き取りなどを行い、正確な実態把握を行う。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取り方法、場所、時間など配慮して行う。

③生徒指導主事・教育相談担当教員・心の相談員

- ・いじめの問題について校内研修や職員会で積極的に取り上げ、教職員間の共通理解を図る。
- ・日常から諸関係機関を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施など計画的に取り組む。
- ・保健室や心の相談員等による相談室の利用、電話相談窓口について周知する。
- ・休み時間や昼休み、放課後の校内巡視等において、児童が生活する場の異常の有無を確認する。

④管理職

- ・全校集会などで校長等が日常的にいじめの問題についてふれ、「いじめは人間として、絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・学校の全教育活動を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組むようにする。
- ・児童が自己有用感を高めることができる場面や困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に命ずる。
- ・いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組(例えば、児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置など)を推進するよう関係職員に命ずる。
- ・児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止める体制となり、適切に機能しているかを定期的に点検する。

(組織の対応)

第6条 組織として指導・支援体制を整備する。

①委員会

- ・正確な実態把握に基づき、指導・支援体制（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）を整備する。
※いじめられた児童生徒やいじめた児童への対応
※その保護者への対応
※教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等
- ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつようにする。
- ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に助言を求めらる。
- ・現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、組織で、より適切に対応する。

②委員会で決定した指導・支援体制に基づいた指導・支援

A いじめられた児童に対応する職員

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめられた児童に対し徹底して守り通すことを伝え、不安を解消するよう努める。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

B いじめた児童に対する職員

- ・いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで的確に発散できる力を育む。

C 学級担任等

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

D 委員会

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、進学や転学にあたって、適切に引き継ぎを行う。

③保護者と連携するために学級担任を含む複数の教員

- ・家庭訪問（加害者、被害者とも。また、学級担任を中心に複数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を解消するよう努める。・事実確認のための聞き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

平成26年度作成

平成29年9月一部改訂

平成31年2月一部改訂

令和元年8月一部改訂

令和2年5月一部改訂